

伊勢市公報

第436号
令和6年1月5日
金曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	23
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	36
○ 伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	43
規 則	
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	45
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	48
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	87
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	89
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	91
○ 伊勢市消防立入検査証規則	93
教育委員会規則	
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	97
○ 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則	99
訓 令	
○ 伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	101
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	103
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	124
告 示	
○ 戸籍手数料等の収納の事務の委託について	136
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	137
○ 特例道路占用区域の指定について	139
○ 市道の路線の認定について	141
○ 道路の区域の決定について	142
○ 道路の供用開始について	143
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	144
○ 都市公園の供用開始について	145
○ 農用地利用集積計画について	146

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の100)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」を加え、同条第3項中「100分の57.5）」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年		円	円	円	円	円	円	円	円
1		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
前	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
再	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
任	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
用	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
短	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
時	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
間	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
勤	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
務	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
職	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
員	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
以	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
外	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
の	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
職	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
員	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			

104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定 年 前	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200
--	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の100)、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100)」とあるのは「100分の57.5)」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を「100分の58.75」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「376,000円」を「380,000円」に改め、同表2の項中「422,000円」を「427,000円」に改め、同表3の項中「472,000円」を「477,000円」に改め、同表4の項中「533,000円」を「539,000円」に改め、同表5の項中「608,000円」を「615,000円」に改め、同表6の項中「710,000円」を「718,000円」に改め、同表7の項中「830,000円」を「839,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第10条第1項の表1の項中「187,700円」を「188,700円」に改め、同表2の項中「215,200円」を「216,200円」に改め、同表3の項中「255,200円」を「256,200円」に改め、同表4の項中「274,600円」を「275,600円」に改め、同表5の項中「289,700円」を「290,700円」に改め、同表6の項中「315,100円」を「316,200円」に改め、同表7の項中「356,800円」を「358,000円」に改め、同表8の項中「389,900円」を「391,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の

67.5」を「100分の68.75」に改める。

第15条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」を「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額（基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した額）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900

5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700

31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400

57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400

83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300

109	300,500
110	300,900
111	301,300
112	301,600
113	301,800
114	302,000
115	302,300
116	302,700
117	302,900
118	303,100
119	303,400
120	303,700
121	304,100
122	304,300
123	304,600
124	304,900
125	305,200

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の220」の次に「、12月に支給する場合には100分の230」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その

他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第36号

伊勢市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

伊勢市空家等対策協議会条例（平成28年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「納期限前7日（同項第4号に掲げる者又は同項第5号に掲げる者のうち規則で定めるものにあつては、納期限）」を「納期限」に改める。

第71条第2項及び第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第38号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中「利用」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用」に、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「130 円」を「150 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表に次のように加える。

伊勢やすらぎ公園	伊勢市やすらぎ公園プール
----------	--------------

第11条第2項中「平成17年伊勢市条例第197号）」の次に「及び伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 41 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「交付」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同表 2 の項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「閲覧」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加え、同表 3 の項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(同法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

別表第 3 の 1 の項中「若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項」を「、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項」に改め、「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）」をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表 2 の項中「、第 3 項」を「若しくは第 3 項」に改め、「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表 3 の項中「若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項」を「、第 10 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項」に改め、同表 4 の項中「、第 3 項」を「若しくは第 3 項」に改め、同表 7 の項中「事務」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、

「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件」に改め、同項を同表 9 の項とし、同表 6 の項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 4 の項の次に次のように加える。

<p>5 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円</p>
---	------------------------------------

<p>子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</p>

若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
------------------------------------	--

別表第10の2の項中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付、同法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧及び同法第382条の3の規定に基づく証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条の2各号列記以外の部分中「及び第23条」を「、第23条及び第24条」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第13条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第18条の2各号列記以外の部分中「及び第23条」を「、第23条及び第24条」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第18条の11各号列記以外の部分中「第22条」の次に「及び第24条」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第21条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「増加若しくは減少した場合」を「増加又は減少した場合」に、「又は第18条の12」を「若しくは第18条の12」に、「次条第1項各号」を「次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第23条第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割

の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「その納付義務が発生し、又は」を「その納付義務が発生した日又は」に、「とする。）又は」を「とする。）若しくは」に、「なくなった日又は」を「なくなった日若しくは」に改め、同条第2項中「又は第18条の12」を「若しくは第18条の12」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第23条第1項に定める第14条若しくは第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第22条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第23条第1項中「保険料額」を「保険料率」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第24条を次のように改める。

（出産被保険者の保険料の減額）

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合

には、65万円) とする (第5項に規定する場合を除く。)

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日 (国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。) の属する月 (以下この号において「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合には、3月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の3又は第18条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者 (介護納付金賦課被保険者である者に限る。) をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項

中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の3又は第18条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産

被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条」とあるのは「第18条の12」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

第29条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第29条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日、被保険者記号・番号及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させ

ることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第24条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第43号

伊勢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員政治倫理条例（平成29年伊勢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第4条第1項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第67号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年伊勢市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条中「1時間」の次に「又は1分」を加える。

第17条第1項第15号中「までの期間」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)」を加える。

(伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「1時間」の次に「又は1分」を加え、同条第4項中「1時間を」を「1時間又は1分を」に、「与えた」を「使用した」に改め、「(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)」を削り、同項ただし書中「1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間」を「1分未満の端数を生じたときは、これを1分」に改め、「をいう」の次に「。第15条第5項ただし書において同じ」を加える。

第15条第1項第15号中「までの期間」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)」を加え、同条第

5 項を次のように改める。

5 1 時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間をもって 1 日とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和5年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第68号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する
規則

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、常勤職員の」を「、この条に定めるもののほか、常勤職員の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第15条第1項において読み替えて準用する給与条例第25条第4項に規定する基本報酬を日額又は時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬の日額及び地域手当に相当する報酬の日額に、基準日現在において定められている1箇月当たりの勤務すべき日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額(月ごとに勤務すべき日数を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日現在における基本報酬の日額及び地域手当に相当する報酬の日額を基礎として別に定める方法により月額に換算した額)

(2) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬の時間額及び地域手当に相当する報酬の時間額に、基準日現在において定められている1箇月当たりの勤務すべき時間数をそれぞれ乗じて得た額の合計額(月ごとに勤務すべき時間数を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日における基本報酬の時間額及び地域手当に相当する報酬の時間額を基礎として別に定める方法により月額に換算した額)

別表第2の1の表中「324,100」を「325,600」に改める。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 伊勢市休日・夜間応急診療所に勤務するパートタイム会計年度任用

職員の基本報酬の額

(単位：円)

		(1) 診療業務 ((2)から(4)までの業務を除く。)							(2) 棚卸 業務
		昼間 (午前9時30分から午後 5時30分まで)			夜間 (午後7時から午後10時30分 まで)				
職種	経験 年数	普通 休日	連休	年末 年始	平日	普通 休日	連休	年末 年始	
看護 師	1年 未満	15,561	18,921	22,295	9,059	9,682	11,845	13,999	2,223
	1年	15,582	18,942	22,323	9,070	9,692	11,863	14,020	2,226
	2年	15,603	18,970	22,358	9,084	9,707	11,877	14,038	2,229
	3年	15,610	18,977	22,365	9,088	9,710	11,884	14,046	2,230
	4年	15,624	18,998	22,386	9,095	9,721	11,891	14,056	2,232
	5年	15,645	19,019	22,414	9,106	9,732	11,909	14,074	2,235
	6年	15,666	19,047	22,449	9,120	9,746	11,923	14,096	2,238
	7年	15,680	19,061	22,463	9,127	9,753	11,934	14,106	2,240
	8年 以上	15,701	19,089	22,498	9,142	9,768	11,952	14,124	2,243
准看 護師	1年 未満	14,000	17,024	20,062	8,151	8,711	10,658	12,597	2,000

	1年	14,063	17,094	20,146	8,187	8,747	10,705	12,651	2,009
	2年	14,133	17,185	20,251	8,227	8,793	10,759	12,715	2,019
	3年	14,203	17,269	20,349	8,266	8,836	10,812	12,776	2,029
	4年	14,280	17,360	20,461	8,313	8,883	10,870	12,848	2,040
	5年	14,350	17,444	20,559	8,352	8,926	10,924	12,909	2,050
	6年	14,420	17,528	20,657	8,395	8,969	10,977	12,974	2,060
	7年	14,483	17,605	20,748	8,431	9,008	11,024	13,031	2,069
	8年	14,546	17,682	20,839	8,467	9,048	11,070	13,088	2,078
	以上								
齒科 衛生 士	1年	14,847	18,053	21,273					2,121
	未滿								
	1年	14,882	18,095	21,322					2,126
	2年	14,903	18,116	21,350					2,129
	3年	14,924	18,144	21,385					2,132
	4年	14,959	18,186	21,434					2,137
	5年	14,994	18,228	21,483					2,142
	6年	15,029	18,270	21,532					2,147
	7年	15,057	18,305	21,574					2,151
8年	15,085	18,340	21,616					2,155	
以上									
事務 員	1年	10,451	12,705	14,973	6,085	6,501	7,956	9,403	
	未滿								
	1年	10,465	12,719	14,994	6,092	6,508	7,967	9,414	
	2年	10,500	12,768	15,043	6,113	6,533	7,992	9,446	
3年	10,535	12,810	15,092	6,131	6,555	8,017	9,478		

4年	10,563	12,838	15,134	6,149	6,569	8,038	9,503	
5年	10,584	12,866	15,162	6,160	6,583	8,056	9,521	
6年	10,619	12,908	15,211	6,182	6,605	8,081	9,554	
7年	10,647	12,943	15,253	6,196	6,623	8,103	9,579	
8年 以上	10,668	12,971	15,281	6,210	6,637	8,121	9,597	

備考

- 1 この表の額は、1日当たりの額とする。
- 2 この表において「平日」とは、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 3 この表において「普通休日」とは、日曜日（その日が1月4日である場合を除く。）及び休日をいう。ただし、次号及び第5号に規定する日を除く。
- 4 この表において「連休」とは、日曜日又は休日（年末年始を除く。）が2日以上連続する期間における日をいう。
- 5 この表において「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日まで（1月4日が日曜日に当たる場合は、同日まで）の日をいう。

(3) 診療報酬事務

(単位：円)

職種	時間額
歯科衛生士	1,050
事務員	1,050

(4) 研修会議等

(単位：円)

職種	時間額
看護師	1,050

准看護師	1,050
歯科衛生士	1,050
事務員	1,050

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2級の欄中	「	22	「	21	を に、
		23		22	
		24		22	
		25		23	
		25		23	
		25		24	
		26		24	
		26		25	
		26		25	
		27		26	
		27		26	
		27		27	
		28	」	27	
「	30				
	30				
	31				
	31				
	32				
	32				
「	29				
	30				
	30				
	30				
	31				
	31				

33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」

を

31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

」

に改め、同表 3 級の欄中

「

38
39
40
41
41

「

37
38
38
39
39

を

に、

42	40
42	40
43	41
43	42
44	43

50	49
50	50
50	50
50	50
51	50
51	50

を に、

52	51
52	51
52	51
52	52
53	52
53	52
53	52
53	52

を に、

54		53
54		53
54		53
54		53
54		54
55		54
55	を	54
55		54
55		54
55		55
56		55
56		55
56		55
56		55

に、

57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
58		56
58	を	57
58		57

に改め、同表4級の欄中

58	57
58	57
58	57
59	57
59	57
59	57
59	57

55	55
56	55
56	55

57	56
57	56
57	56
57	56
57	57
58	57
58	57
58	57
58	57
58	57
59	57

32		31
32		31
32		31
32		31
32		31
32		31
32		31
32		31
32		31
32	を	31
32		31
32		32
32		32
32		32
33		32
33		32
34		32
34		32
35		33

に改める。

別表第6の1級の欄中「37」を「38」に、「40」を「41」に、

53		54
54		56
55		58
56	を	60
59		62
62		64
65		66

に、

70		71
72		74
74		77
76		80
78		83
80		86
82	を	89
84		92
86		93
88		93
90		93
92		93

に改め、同表 2 級の欄中

53		54
54		56
55		58
56	を	60
58		61
60		62
62		63

76		77
80		82
84		87
88		92
93		97
98	を	102
103		107
109		116
115		125
121		125

97		99
102		106
107	を	113
112		113

67	を	77	に改める。
80		84	
82		85	
84		85	

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700	

9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900

35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100

61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	

87	226,400	260,400	293,700	318,200
88	226,700	260,700	294,200	318,400
89	227,000	260,900	294,500	318,600
90	227,400	261,100	295,000	318,900
91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	

113	234, 100	267, 000	303, 900
114	234, 600	267, 300	304, 200
115	235, 100	267, 500	304, 500
116	235, 600	267, 700	304, 700
117	235, 900	268, 000	304, 900
118	236, 300	268, 300	305, 200
119	236, 700	268, 600	305, 500
120	237, 000	268, 900	305, 700
121	237, 400	269, 100	305, 900
122		269, 300	306, 200
123		269, 600	306, 500
124		269, 900	306, 700
125		270, 100	306, 900
126		270, 300	307, 200
127		270, 600	307, 500
128		270, 900	307, 700
129		271, 100	307, 900
130		271, 300	308, 200
131		271, 600	308, 500
132		271, 900	308, 700
133		272, 100	308, 900
134		272, 300	
135		272, 600	
136		272, 900	
137		273, 100	

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考

- この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。
- この表において「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とは、技能労務職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員をいう。

「

46
46
47
47
48
48
49
49
50
50

「

45
46
46
46
47
47
47
48
48
48

別表第5の2級の欄中

51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58

を

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55

59
59
59
59

55
55
55
55

」 」

に改め、同表 3 級の欄中

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24

17
18
18
19
19
20
20
21
22
23

を に、

」 」

34
35
36
37
38
39
40

33
34
34
35
35
36
36

を に、

41
41
42
42
43
43
44

」

37
38
39
40
41
42
43

」

「

50
51
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57

「

49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55

57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65

を

56
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
63

に改め、同表第5級の欄中

70
70
70
71
71
71
71

」

67
67
67
67
67
67
67

」

「

10
11
12
13
13
14
14
15
15
16

」

を

「

9
10
10
11
11
12
12
13
14
15

」

に、

「

22
23
24
25

「

21
22
22
23

25		23
25		24
26	を	24
26		25
26		25
27		26
27		26
27		27
28		27

に、

34		33
34		34
34	を	34
35		34
35		34

に、

36		35
36		35
36		35
37		36
37	を	36
37		36
37		36
37		36
37		36

に、

38
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39

を

37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38

に改める。

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102
107

を

83
86
89
92
95
98
101
106
111
116
121
121

に改め、同表 2 級の欄中

112
117

121
121

」 」

25
26
27
28
30
32
34

を

26
28
30
32
33
34
35

に、

」 」

45
46
47
48
49
50
51
52
54
56
58

を

46
48
50
52
53
54
55
56
57
58
59

に、

」 」

65
66
67
68
71
74
77
80
82
84
86
88
91
94
97
100
105
110
115
121
127
133

を

66
68
70
72
75
78
81
84
87
90
93
96
99
102
105
108
112
116
137
137
137
137

に改め、同表4級の欄中

「
25
26
27
28
30
32
34
」

を

「
26
28
30
32
33
34
35
」

に、

「
45
46
47
48
51
54
57
」

を

「
46
48
50
52
54
56
58
」

に、

「
71
74
77
80
87
94
」

を

「
72
76
80
86
92
98
」

に改める。

(伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(令和2年伊勢市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

号 給	給料月額
	円
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900

17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800
41	196,800
42	198,200

43	199,400
44	200,600
45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	207,200
51	208,100
52	209,100
53	210,200
54	211,200
55	212,100
56	213,000
57	213,900
58	214,500
59	215,200
60	216,000
61	216,800
62	217,300
63	217,800
64	218,300
65	218,800
66	219,400
67	220,000
68	220,500

69	220,800
70	221,100
71	221,400
72	221,700
73	221,900
74	222,300
75	222,600
76	223,000
77	223,200
78	223,700
79	224,000
80	224,300
81	224,600
82	224,900
83	225,200
84	225,500
85	225,800
86	226,100
87	226,400
88	226,700
89	227,000
90	227,400
91	227,700
92	228,000
93	228,200
94	228,500

95	228,800
96	229,100
97	229,300
98	229,600
99	229,800
100	230,100
101	230,400
102	230,600
103	230,900
104	231,200
105	231,500
106	232,000
107	232,300
108	232,600
109	232,800
110	233,200
111	233,600
112	233,900
113	234,100
114	234,600
115	235,100
116	235,600
117	235,900
118	236,300
119	236,700
120	237,000

121	237,400
-----	---------

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の112」を「100分の117」に、「100分の132」を「100分の137」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の126」を「100分の131」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第4号中「100分の94」を「100分の99」に、「100分の114」を「100分の119」に改め、同項第5号中「100分の88」を「100分の93」に、「100分の108」を「100分の113」に改める。

第19条の2第1項第1号中「100分の59.5」を「100分の62」に、「100分の69.5」を「100分の72」に改め、同項第2号中「100分の53.5」を「100分の56」に、「100分の63.5」を「100分の66」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、同項第4号中「100分の41.5」を「100分の44」に、「100分の51.5」を「100分の54」に改め、同項第5号中「100分の35.5」を「100分の38」に、「100分の45.5」を「100分の48」に改める。

第6条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の117」を「100分の114.5」に、「100分の137」を「100分の134.5」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の131」を「100分の128.5」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第4号中「100分の99」を「100分の96.5」に、

「100分の119」を「100分の116.5」に改め、同項第5号中「100分の93」を「100分の90.5」に、「100分の113」を「100分の110.5」に改める。

第19条の2第1項第1号中「100分の62」を「100分の60.75」に、「100分の72」を「100分の70.75」に改め、同項第2号中「100分の56」を「100分の54.75」に、「100分の66」を「100分の64.75」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同項第4号中「100分の44」を「100分の42.75」に、「100分の54」を「100分の52.75」に改め、同項第5号中「100分の38」を「100分の36.75」に、「100分の48」を「100分の46.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（以下「改正後の初任給等基準規則」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与規則」という。）の規定は令和5年4月1日から、第5条の規定による改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は令和5年12月1日からそれぞれ適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等基準規則の規定による号給が第2条の規定による改正前の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則

(以下「改正前の初任給等基準規則」という。)の規定による号給に達しない職員及び改正後の技能労務職員給与規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正前の技能労務職員給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の初任給等基準規則又は改正後の技能労務職員給与規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の初任給等基準規則又は改正前の技能労務職員給与規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の技能労務職員給与規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第69号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（市民税の減免）」を付する。

第10条の2を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 70 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「国民健康保険被保険者証、旧被扶養者異動連絡票、特定同一世帯所得者異動連絡票、介護保険被保険者証」を「介護保険被保険者証」に、「国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票、特定同一世帯所得者異動連絡票」を「国民健康保険特定疾病療養受療証、旧被扶養者異動連絡票、特定同一世帯所属者異動連絡票、産前産後免除対象者異動連絡票」に、「及び特定同一世帯所得者異動連絡票」を「、特定同一世帯所属者異動連絡票及び産前産後免除対象者異動連絡票」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第71号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定福祉用具を販売した者に居宅介護福祉用具購入費の受領を委任する場合における省令第71条第1項の申請書及び特定介護予防福祉用具を販売した者に介護予防福祉用具購入費の受領を委任する場合における省令第90条第1項の申請書並びにそれぞれの申請書の提出があった場合における償還払い支給（不支給）決定通知書の様式は、市長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、住宅改修を施工した者に居宅介護住宅改修費の受領を委任する場合における省令第75条第1項の申請書及び住宅改修を施工した者に介護予防住宅改修費の受領を委任する場合における省令第94条第1項の申請書並びにそれぞれの申請書の提出があった場合における償還払い支給（不支給）決定通知書の様式は、市長が別に定める。

第42条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払日前7日」を「支払日」に改める。

附 則

この規則中、第20条に1項を加える改正規定及び第21条に1項を加える改正規定は令和6年1月4日から、第42条第2項の改正規定は同年4月1日から施行する。

伊勢市消防立入検査証規則をここに公布する。

令和5年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 72 号

伊勢市消防立入検査証規則

伊勢市消防立入検査証規則（平成 17 年伊勢市規則第 162 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条第 2 項（同法第 16 条の 3 の 2 第 3 項、第 16 条の 5 第 3 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する立入検査のための証票（以下「立入検査証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（証票）

第 2 条 立入検査証は、別記様式による。

（交付）

第 3 条 消防長は、必要と認める消防職員（以下「職員」という。）に立入検査証を交付する。

（取扱い）

第 4 条 職員は、立入検査証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は職務の執行以外に使用してはならない。

（紛失等の届出）

第 5 条 職員は、立入検査証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに消防長に届け出なければならない。

（返納）

第 6 条 職員が、退職その他の理由により離職したときは、速やかに消防長に立入検査証を返納しなければならない。ただし、消防長が必要と認める場合は、この限りでない。

（委任）

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

No _____

契印

立入検査証



伊勢市消防長 印

56mm

（裏面）

_____年 月 日 発行

氏名 _____

この証票は、消防法第4条第1項、第16条の3の2第2項、第16条の5第1項及び第34条第1項に規定する立入検査を行うときに携帯する証票である。



備考

- 1 消防章の色彩は、金色とする。
- 2 文字の色彩は、黒色とする。

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第8号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「時間単位で」を「1時間又は1分を単位として」に改める。

第6条第1項第11号中「までの期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる外国語指導助手にあっては、一の年の6月から10月までの期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年12月26日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則 (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市立図書館電算管理システム更新業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（委員長及び副委員長）

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員服務規程（平成17年伊勢市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

時	分	時間
時	分	

」 を 「

時	分	時間	分
時	分		

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市職員服務規程様式第1号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市職員服務規程様式第1号によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月21日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 8 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000 円
2	427,000 円
3	477,000 円
4	539,000 円
5	615,000 円
6	718,000 円
7	839,000 円

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
前	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
再	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
任	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400

31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	

57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	

83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			

109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定 年 前 再 任 用 短 時 間	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

勤 務 職 員									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
前	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
再	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
任	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
用	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
短	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
時	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
間	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
勤	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
務	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
職	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
員	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800

以 外 の 職 員	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000	
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900	
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000	
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100	
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200	
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200	

39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900

65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	

91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	

	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定 年 前 再 任		基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

用 短 時 間 勤 務 職 員	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700
--------------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

病院企業医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
前	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
再	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
任	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
用	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
短	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
時	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	

34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000

60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	

	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第6中

「

26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31

」

を

「

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30

」

に改める。

別表第6の2中	「	46	を	「	47	に改める。
	48	51				
	52	55				
	56	59				
	59	62				
	62	64				
	」			」		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給がこの規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号給に達しない職員は、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者が号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定

の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 新規程の規定を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月21日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第9号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800

14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900

40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300

66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100

92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900

118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

別表第2（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		147,100	200,200
2		148,100	201,200
3		149,100	202,200
4		150,100	203,000
5		151,200	203,700
6		152,300	205,200
7		153,400	206,500
8		154,400	207,600
9		155,300	208,900
10		156,400	209,600
11		157,500	210,400
12		158,600	211,100

13	159,500	212,200
14	160,600	213,100
15	161,800	214,000
16	162,900	214,800
17	164,000	215,700
18	165,400	216,700
19	166,700	217,600
20	167,900	218,500
21	169,000	219,200
22	170,200	220,000
23	171,400	220,800
24	172,600	221,400
25	173,700	222,100
26	175,200	222,600
27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100
30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700

39	194,700	232,800
40	195,800	233,800
41	196,800	234,500
42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700
50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900
59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000

65	218,800	252,600
66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600
70	221,100	255,100
71	221,400	255,500
72	221,700	255,800
73	221,900	256,000
74	222,300	256,300
75	222,600	256,700
76	223,000	257,100
77	223,200	257,400
78	223,700	257,800
79	224,000	258,200
80	224,300	258,600
81	224,600	258,900
82	224,900	259,200
83	225,200	259,500
84	225,500	259,700
85	225,800	259,900
86	226,100	260,100
87	226,400	260,400
88	226,700	260,700
89	227,000	260,900
90	227,400	261,100

91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000
110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000
114	234,600	267,300
115	235,100	267,500
116	235,600	267,700

117	235,900	268,000
118	236,300	268,300
119	236,700	268,600
120	237,000	268,900
121	237,400	269,100
122		269,300
123		269,600
124		269,900
125		270,100
126		270,300
127		270,600
128		270,900
129		271,100
130		271,300
131		271,600
132		271,900
133		272,100
134		272,300
135		272,600
136		272,900
137		273,100

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 174 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料、戸籍等諸手数料及び個人番号手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地

株式会社ニチイ学館

代表取締役 森 信介

2 委託期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

伊勢市告示第 175 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 12 月 5 日 午前 9 時	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	2 台
〃	〃	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
計			3 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 176 号

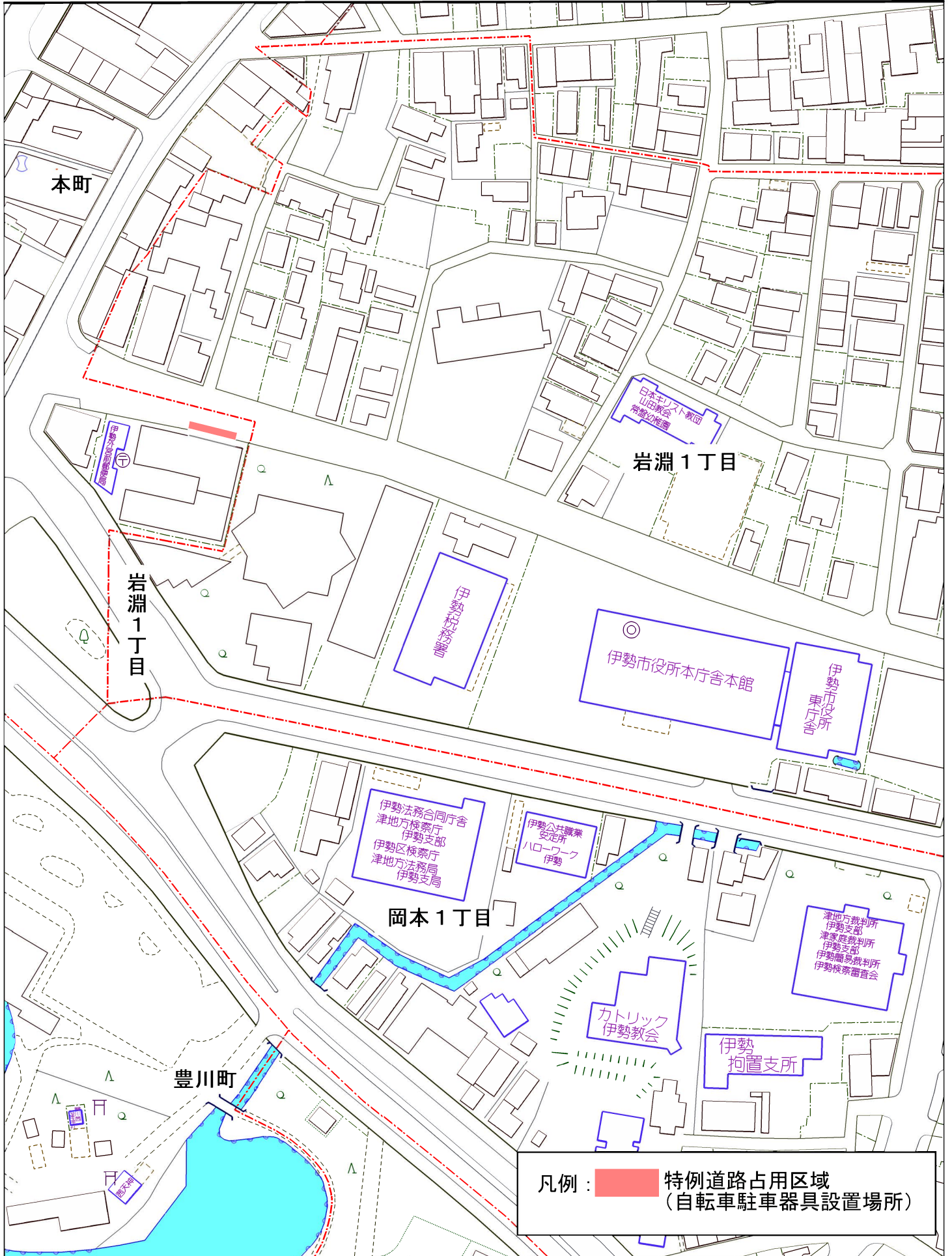
都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 62 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、特例道路占用区域を次のとおり指定しますので、同条第 3 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	指定の区域		施設等の種類
	路線名	区域	
市道	外宮二見線	別図のとおり	自転車駐車器具で自転車を賃貸 する事業の用に供するもの

区域図



伊勢市告示第 177 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
藤里令 5 - 15 号線	藤里町字岩ヶ崎 711 番 2 地先		
	藤里町字岩ヶ崎 715 番 7 地先		
湯田令 5 - 16 号線	小俣町湯田 908 番 13 地先		
	小俣町湯田 908 番 1 地先		
新開令 5 - 17 号線	御菌町新開字曲リ 754 番 3 地先		
	御菌町新開字曲リ 754 番 6 地先		
野村令 5 - 18 号線	野村町字里前 5585 番 4 地先		
	野村町字里前 5579 番 6 地先		
河崎 2 丁目令 5 - 19 号線	河崎 2 丁目 152 番 9 地先		
	河崎 2 丁目 152 番 40 地先		

伊勢市告示第 178 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	藤里令 5 - 15 号線	4.5 ~ 5.6	80.7
市道	湯田令 5 - 16 号線	6.0 ~ 13.2	56.7
市道	新開令 5 - 17 号線	6.0 ~ 14.8	28.6
市道	野村令 5 - 18 号線	6.0 ~ 13.2	46.3
市道	河崎 2 丁目令 5 - 19 号線	6.0 ~ 9.2	18.9

伊勢市告示第 179 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤里令 5 - 15 号線	藤里町字岩ヶ崎 711 番 2 地先 藤里町字岩ヶ崎 715 番 7 地先	令和 5 年 12 月 28 日
湯田令 5 - 16 号線	小俣町湯田 908 番 13 地先 小俣町湯田 908 番 1 地先	令和 5 年 12 月 28 日
新開令 5 - 17 号線	御菌町新開字曲リ 754 番 3 地先 御菌町新開字曲リ 754 番 6 地先	令和 5 年 12 月 28 日
野村令 5 - 18 号線	野村町字里前 5585 番 4 地先 野村町字里前 5579 番 6 地先	令和 5 年 12 月 28 日
河崎 2 丁目令 5 - 19 号線	河崎 2 丁目 152 番 9 地先 河崎 2 丁目 152 番 40 地先	令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市公告第 84 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 5 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 85 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 5 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
伊勢やすらぎ公園	伊勢市旭町 444 番地 1 ほか	207,310.55

供用開始の期日 令和 5 年 12 月 25 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 86 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 87 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

令和 5 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
高向公園	伊勢市御園町高向字東新出 2507 番 1 ほか

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 令和 5 年 12 月 28 日